二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字二風谷一一八（次の図に示す部分に限る。）一一〇の八、一一〇の九、字荷負二三の五
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び平取町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第七十六号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十四年一月十二日
農林水産大臣　鹿野　道彦
一　保安林の所在場所　北海道沙流郡日高町字豊田三七七（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び日高町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第七十七号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十四年一月十二日
農林水産大臣　鹿野　道彦
一　保安林の所在場所　大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分一二八三の二（次の図に示す部分に限る。）、一二八三の三
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大阪府庁及び千早赤阪村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第七十八号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十四年一月十二日
農林水産大臣　鹿野　道彦
一　保安林の所在場所　山梨県甲府市古関町字入野二〇八一、二〇八三、二〇九七、二一〇九、二一一〇、二一一一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字入野二〇八一・二〇八三・二一〇九（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲府市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第七十九号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十四年一月十二日
農林水産大臣　鹿野　道彦
一　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県日野郡日南町豊栄字若杉一三九七の四六
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　解除の理由　農道用地とするため

**○国土交通省告示第三十五号**

鹿児島空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成二十四年一月十二日
国土交通大臣臨時代理
国務大臣　鹿野　道彦
一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号
二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　鹿児島空港照明施設
三　航空灯火の位置及び所在地　鹿児島空港内及びその周辺　鹿児島県霧島市
四　変更した事項（変更前の事項については、平成二年運輸省告示第二十八号及び平成十一年運輸省告示第百九号を参照。）
イ　四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表進入灯（簡易式）の項配置等の欄中「四百二十メートル」を「四百二十一メートル」に変更した。
ロ　四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表進入灯台の項配置等の欄中「五百六十メートル」を「五百六十一メートル」に変更した。
五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成二十四年二月九日

**○国土交通省告示第三十六号**

東京国際空港の施設について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成二十四年一月十二日
国土交通大臣臨時代理
国務大臣　鹿野　道彦
一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号
二　空港の名称及び位置　東京国際空港　東京都大田区
三　変更した事項（変更前の事項については、平成二十三年国土交通省告示第四十号を参照。）
イ　エプロン
面積　二百六十二万二千二百二十七平方メートル
四　変更した事項に係る施設の供用開始期日　平成二十四年三月八日

**○国土交通省告示第三十七号**

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。
平成二十四年一月十二日
国土交通大臣臨時代理
国務大臣　鹿野　道彦
第一項の表福江ＮＤＢの項及び同表宮古島ＮＤＢの項を削る。
**附　則**
この告示は、平成二十四年二月九日から施行する。

**○農林水産省告示第八十号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十四年一月十二日
農林水産大臣　鹿野　道彦
一　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県東温市山之内字古屋敷乙六七八の四
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため